

令和5年第1回臨時委員会

1 日 時 令和5年4月18日（火）10時30分から10時50分まで

2 場 所 委員会室

3 出席者 東京都選挙管理委員会 委員長 澤野正明
委員長職務代理 野村有信
委員 臼井祐一
委員 毛利徹也
事務局 局長
総務課 課長
選挙課 課長
広報啓発担当 課長
書記 4名

4 議 事
議 案

- 1 東京都議会議員補欠選挙（大田区選挙区）の選挙期日等の決定について
- 2 東京都議会議員補欠選挙（大田区選挙区）の執行計画の策定について

5 会議の概要

発言者	発言の要旨
委員長	<p>ただ今から令和5年第1回臨時委員会を開会いたします。</p> <p>本日は傍聴人の方がいらっしゃいます。傍聴人の方々に申し上げます。傍聴される方々は、東京都選挙管理委員会 傍聴人規程に従い、傍聴をしてくださるようお願いいたします。</p> <p>本日は、2件の議案を予定しております。</p> <p>なお、本日の議案第2号は、公表前情報であることから、非公開審議として取り扱いたいと存じますが、御異議はございませんか。</p>
委員	<p>異議なし</p>
委員長	<p>御異議なしということですので、そのように取り扱うことといたします。</p> <p>それでは、議案第1号 東京都議会議員補欠選挙（大田区選挙区）の選挙期日等の決定について、事務局より説明を求めます。</p>
事務局	<p>《議案第1号について説明》</p>
委員長	<p>説明は終わりました。ただ今の説明について、御質問・御意見はございませんか。</p>
委員	<p>都議会議員選挙の単独での補欠選挙はあまり例が無いように思いますが、過去の例について、確認しておきたいと思います。</p> <p>また、今の事務局の説明では、最後の日曜日である6月4日を候補日として挙げていますが、これまでの都議補選について、選挙期日の設定はどのようになっていたのでしょうか。</p>
事務局	<p>単独の都議会議員補欠選挙は、前回は平成22年1月に島部選挙区において、前々回が平成15年11月に渋谷区選挙区において、それぞれ執行されております。前回の島部選挙区におきましては、公選法が定めるところの、欠員通知受領から50日以内のうち、最も遅い日曜日を選挙期日としているところです。前々回の渋谷区選挙区の例では、現職都議会議員の方が衆議院議員総選挙に出馬したことによる公示日での自動失職ということでしたが、公示日から約1か月後の日程を取った上での選挙期日ということになっておりまして、いずれの選挙においても、ある程度長い期間を取って日程を決めたという記録が残っております。</p>
委員	<p>選挙期日の設定に当たって、準備に一定の期間が必要であるということはいくぶん分かります。一方、補選の対象選挙区となる大田区については、現在、区長選と区議選の選挙期間の真っ最中であり、選挙が続く大田区選管にとっては、大変、負担や苦勞が多いのではないかと思います。この度の都議補選について、大田区選管の意向や、区選管との連携体制についてはどのようになっているのでしょうか。</p>

- 事務局 都議会議員の区長選への立候補に関する情報は以前から報道でも確認してきており、これまでも都選管と区選管との事務局同士で、緊密に連絡を取り合ってきました。委員の御指摘のとおり、大田区選管としては、区長選・区議選後には収支報告書の受付業務のほか選挙争訟への対応等も想定されるなど、後処理に迫られるため、都議補選の執行については、なるべく準備期間を長く取ってもらいたいとの意向を示してきております。立候補届出受付事務や投開票事務については区選管にお願いすることになりますが、都選管としても投票用紙や選挙公報の作成などの事務を担当いたします。今後とも、区選管との緊密な連携体制を維持しながら万全な執行体制を敷いて選挙管理に臨んでまいりたいと存じます。
- 委員長 これまでの事務局の答弁で、都議補選に関しては、過去の例においても、現場の実務に当たる大田区選管の意向としても、公選法に定める50日以内の期間で最も遅い日曜日たる6月4日を選挙期日とすることがよいものと考えられます。そのことについて、委員の皆さんは、どのようにお考えでしょうか。
- 委員 異議なし
- 委員長 それでは、今般の都議会議員補欠選挙については、議案のとおり、6月4日を選挙期日に決定することで御異議ございませんか。
- 委員 異議なし
- 委員長 異議なしと認め、議案第1号は、原案のとおり決定いたします。その他に、御意見・御質問などはございますか。
- 委員 感染症対策について質問します。これまで、新型コロナウイルス感染症が流行する中での選挙執行が続いてきましたが、新型コロナウイルス感染症については感染症法上の位置付けの見直しがなされ、5月8日から5類感染症に移行することが予定されています。こういったことを踏まえて、今度の都議補選ではどのような対策を講ずる予定でしょうか。
- 事務局 現在行われている統一地方選挙についても、都選管において、2月に国から通知のあった「マスク着用の考え方の見直し等について」を踏まえた「新型コロナウイルス感染症対策ガイドライン」を作成しており、これに基づいた感染症対策を、各区市町村選管において実施していただいております。一方で、委員御指摘のとおり、5月8日には新型コロナウイルス感染症の感染症法上の位置付けの見直しがなされ、季節性インフルエンザなどと同じ5類感染症に移行することから、今度の都議会議員補欠選挙においては、原則として、コロナ禍前と同様の取扱いに復することになるかと存じます。しかしながら、感染症の流行自体は現在も続いていることから、国や都福祉保健局などとも連携を取りつつ、感染状況に応じた適切な対応を講じてまいります。
- 委員長 他に御意見・御質問などはございますか。

委 員

なし

委 員 長

それでは、これより非公開審議に入ります。